

春日井市民家防音工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋空港周辺における航空機騒音による障害を防止し、又は軽減するため住宅に係る騒音防止工事に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めることにより住民の生活環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 愛知県住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）第1条の規定により愛知県知事が定める区域（以下「愛知県知事が定める区域」という。）に所在する住宅のうち、同区域内に昭和54年7月10日に現に所在する人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。
- (2) 告示日後住宅 愛知県知事が定める区域に所在する住宅のうち、同区域内に昭和57年3月30日に現に所在する人の居住の用に供する建物又は建物の部分で前号に該当する住宅以外のものをいう。
- (3) 防音工事 住宅又は告示日後住宅における外部からの騒音を軽減するとともに、室内の空気調和を確保するために行う住宅又は告示日後住宅の全部又は一部についての工事（改造工事に限る。）をいう。
- (4) 防音工事対象者 愛知県知事が定める区域に昭和57年3月30日に現に所在する住宅の所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）で当該住宅に居住する者をいう。
- (5) 生活保護等世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の

一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる支援給付を受けている世帯をいう。

（補助対象経費及び補助額）

第3条 市長は、防音工事対象者で防音工事を行う者に対し、予算の範囲内において、当該工事に要する費用の全部又は一部を補助するものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は次の表1の左欄に掲げるものとし、それぞれについての補助額はそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、告示日後住宅については表2に掲げるとおりとし、告示日後住宅に居住する生活保護等世帯については別表第1に定めるとおりとする。

表1

補助対象経費	補助額
本工事費（直接工事費・共通仮設費及び諸経費をいう。） 及び各種工事負担金並びに工事雑費	(1)左欄の合計額が別表第2に定める工事費補助金限度額以下の場合 左欄の合計額 (2)左欄の合計額が別表第2に定める工事費補助金限度額を超える場合 当該限度額
設計監理費	別表第2に定める設計監理費補助金限度額を超えない額

表 2

補助対象経費	補 助 額
告示日後住宅の空気調和機の工事費	別表第 3 に定める額から住民基本負担額を差し引いた額
告示日後住宅の工事費 (告示日後住宅の空気調和機の工事費を除く。)	(1)告示日後住宅の工事費 (告示日後住宅の空気調和機の工事費を除く。)が民家防音工事の限度額から告示日後住宅の空気調和機の工事費を差し引いた額以下の場合 左欄の額 (2)告示日後住宅の工事費 (告示日後住宅の空気調和機の工事費を除く。)が民家防音工事の限度額から告示日後住宅の空気調和機の工事費を差し引いた額を超える場合 当該差し引いた額
告示日後住宅の設計監理費	別表第 2 に定める設計監理費補助金限度額を超えない額

(防音工事の種別及び対象室数)

第4条 防音工事の工法の種別は、当該住宅の所在する地域の航空機騒音の程度に応じて定めるものとする。ただし、告示日後住宅については当該住宅の防音性能に応じ、別に定める工法によるものとする。

2 防音工事の対象室数は、当該住宅に居住する者の人数に応じて別に定める。

(防音工事助成の申込み)

第5条 防音工事を行おうとする者は、民家防音工事助成申込書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(防音工事の認定通知)

第6条 市長は、前条により提出された関係書類を審査し、適当と認めたときはその旨申請者に通知するものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 前条の認定通知を受けた者は、補助金交付申請書に別に定める書類を添え、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条により提出された補助金交付申請書及び関係書類を審査のうえ、補助すること、又は補助しないことを決定したときは、決定通知書により申請者に対し通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 補助金交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、防音工事の遂行にあたっては、次に定めるもののほか、当該決定通知に付された条件を遵守しなければならない。

- (1) 防音工事に使用する主要資材について、市長が別に指定した場合は、その指定されたものを使用すること。
- (2) 告示日後住宅の防音工事における住民基本負担額は、施工業者との工事請負契約締結時に施工業者に支払うこと。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第10条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を当該補助金の交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 既に補助金を受けていた者が、前項の規定により補助金の決定の全部又は一部を取り消されたときは、その取り消しにかかる部分に関する額を市長が定める納付期日までに返還しなければならない。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは事業の完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が他の日を指定したときはその日とする。

(検査)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、設計業者、施工業者及び補助事業者の立会いのもとに補助金交付に係る完了検査を行うものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、随時中間検査を行うことがある。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の規定による報告を受けたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、その旨補助金確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金額確定通知を受けたときは、補助金請求書により補助金を請求しなければならない。

(取得財産の処分等の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに空気調和機器を補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、当該住宅を譲渡するとき又は明け渡すときは、補助事業により付加した造作及び設備は、これらに付帯する権利義務一切とともに当該住宅の所有者等に承継しなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる期間が経過した場合には処分制限が解除されたものとする。

(1) 空気調和機器 6年

(2) 不動産及びその従物 当該不動産の残存法定耐用年数

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、第10条の規定又はこれに準ずる他の法律等の規定による処分により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和54年7月10日から施行する。
(生活保護等世帯の特例)
- 2 平成25年10月1日から平成26年5月22日までの間に限り、第2条第5号に規定する「生活保護等世帯」には、平成25年7月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成25年8月から平成26年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至ったもの（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成25年7月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。
- 3 平成26年5月23日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第5号に規定する「生活保護等世帯」には、平成26年3月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成26年4月から平成27年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至ったもの（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成26年3月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。
- 4 平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第2条第5号に規定する「生活保護等世帯」には、平成27年3月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成27年4月から平成28年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項にお

いてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至ったもの（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成27年3月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成19年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に

伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成20年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成21年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成22年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱及び春日井市民家防音工事に伴い設置された空気調和機器の機能回復工事及び再更新工事補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月2日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、平成25年10月2日以後の民家防音工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月23日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、平成26年5月23日以後の民家防音工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、平成27年7月1日以後の民家防音工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、平成28年7月1日以後の民家防音工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月3日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、平成29年7月3日以後の民家防音工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月28日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、平成30年8月28日以後の民家防音工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月7日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、令和元年8月7日以後の民家防音工事の助成の申込みに係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月2日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日以後に民家防音工事の工事が完了したものに係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月17日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民家防音工事補助金交付要綱の規定は、令和6年7月17日

以後の民家防音工事の助成の申込みに係るものについて適用する。